

所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

所沢市議会委員会条例（平成3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条第3項中「開催」を「開会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「オンラインによる方法で開かれた」を「前項の規定による届出をして」に、「、委員会」を「、当該委員会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第20条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「で公聴会が開かれているときは、オンラインによる方法で公聴会に出席する」を「により公聴会で意見を述べる」に改める。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「で委員会が開かれているときは、オンラインによる方法で委員会に出席する」を「により委員会で意見を述べる」に改め、同条第4項中「文書」を「文書等」に改める。

第30条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。